

○野辺地町立図書館設置条例

昭和60年3月28日
条例第13号

野辺地町図書館設置条例(昭和39年条例第24号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 野辺地町民の教育と文化の発展に寄与する目的のため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
野辺地町立図書館	野辺地町字野辺地1番地1号

(管理)

第3条 野辺地町立図書館(以下「図書館」という。)の管理は、野辺地町教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(職員)

第4条 図書館に、館長及びその他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 法第14条の規定により図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織及び定数)

第六条 協議会委員は、定数5名以内をもって組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

(平12条例5・全改、平21条例5・1部改正)

(任期)

第七条 委員の任期は2ケ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委任)

第8条 法令並びに、この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に野辺地町図書館協議会委員の職にあった者については、改正後の野辺地町立図書館設置条例の規定により選任されたものとみなす。

附 則(平成21年3月17日条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。